

## 浄化槽設置整備事業に関する確約書

この度、私は東彼杵町浄化槽設置整備事業補助金の交付を受け

浄化槽を設置するにあたって、次のことを確約いたします。

- 1 浄化槽設置完了後は、浄化槽法第7条に規定する検査を受け、また当該浄化槽を廃止するまでの期間は、毎年同法第11条に規定する水質検査を必ず受けること及び当該法定検査に係る費用を遅滞なく支払うこと。併せて正当な理由なく当該法定検査を受けない場合は、補助金を一括返還すること。その他公共水域の水質保全に貢献している自負と責任を認識して、浄化槽管理者としての義務を誠実に果たすこと。
- 2 公共下水道が供用開始された場合は、法令の規定に従い速やかに当該下水道に接続すること。

平成 年 月 日

東彼杵町長 渡 邊 悟 様

申請者 住 所

氏 名

印

(申請者自署厳守)